

# 鹿 児 島 県 公 報

令和8年4月3日（金）第707号の3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 、 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 令和7年5月11日執行の伊仙町長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する  
裁 決 （選挙管理委員会取扱い） 1

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 27 号

令和7年5月11日執行の伊仙町長選挙に係る選挙の効力に関し大島郡伊仙町伊仙1894-2上木千恵造外1名から提出された審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

令和8年4月3日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

裁 決 書

大島郡伊仙町伊仙1894-2  
審査申立人 上木 千恵造  
大島郡伊仙町阿三1318-3  
審査申立人 樺山 誠  
鹿児島市照国町13-19  
神川洋一法律事務所

審査申立人ら代理人弁護士 神川 洋一  
審査申立人ら代理人弁護士 浅利 健史

審査申立人ら（以下「申立人ら」という。）から令和7年6月20日付け審査申立書をもって提起された、令和7年5月11日執行の伊仙町長選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、鹿児島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

申立人らの本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨 及 び 理 由

#### 1 審査の申立ての要旨

申立人らは、本件選挙について、令和7年5月22日付けで伊仙町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は同年6月3日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人らは、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における選挙の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

#### 2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

- (1) 期日前投票において、町委員会は、令和7年5月8日及び同年5月10日に行った代理投票で、複数の選挙人に対して、本来、投票事務従事者二人の立会いのもとで行うことを定めた公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第48条第2項の規定に違反し、一人の立会いで行っていた。

(2) 期日前投票において、投票事務従事者は、令和7年5月7日に訪れた選挙人に対し、名前、生年月日、誰に投票するかなど大声で執拗に尋ねた。

また、令和7年5月8日には、投票の順番待ちをしていた選挙人に対し、町委員会事務局書記長が突然大きな声で恫喝した。

このほか、本件投票所において、投票事務従事者が記載台で記載中の選挙人を覗き込んだ。

これらは、いずれも選挙人を威圧し、選挙の自由を妨害する行為であり、法第225条第1項第1号及び第226条第2項に違反するものである。

(3) 期日前投票において、町委員会の投票事務従事者は、投票の順番待ちを行っていた選挙人の手首に、特定の候補者の氏名が記載された名刺付きの輪ゴムの本人の同意なくはめた。

このような投票干渉行為は、法第228条第1項に違反するものである。

(4) 期日前投票において、町委員会は、投票箱、その鍵及び未使用の投票用紙を同一の金庫に保管していた。当該金庫の鍵は、町委員会事務局書記長が管理していたことから、選挙事務従事者による、使用済の投票用紙の記載内容の書き換え又は新たに記載した未使用の投票用紙とのすり替えが疑われる。

なお、本件選挙の事務従事者が、期日前投票における投票につき書き換えを行うことは、地方公共団体の公務員が投票を偽造し又はその数を増減したのものとして、法第237条第3項及び第4項に違反するものである。

(5) 本件選挙の投票日に、第6投票所（阿権へき地保健福祉館）において、投票事務従事者が選挙人や被選挙人の支持者らに対して「あなたの他にも、まだ何人かの人が投票に来ていない」などと他の選挙人の投票状況について話をした。このような行為は、本来的に公正中立であるべき選挙事務従事者が、特定の被選挙人の支持者らに対して、投票状況に関する情報を提供するものであり、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものである。

(6) 上記2(1)から(4)の各選挙規定違反は、いずれも本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあることから、本件選挙を無効とする裁決を求める。

なお、令和7年5月7日の時点で、伊田正則候補（以下「伊田候補」という。）、盛初弘候補（以下「盛候補」という。）の両支持者とも、得票数は五分五分と票読みしていたが、令和7年5月8日には、伊田候補の支持者が250票差で勝ったとの不可解な話が出回るようになったことから、令和7年5月7日の期日前投票終了後の午後8時以降に、選挙事務従事者が期日前投票において投票された2,100票のうち200票程度の書き換えを行ったものと考えられる。

このことについては、確実な根拠はないため、期日前投票における投票の再点検、開披再調査を実施するとともに、伊仙町役場内に設置されている防犯カメラの映像についても確認する必要がある。

### 裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人らから提起された審査申立書に不備があったため、申立人らに補正を命じ、申立人らによる補正の結果、本件審査の申立てを適法と認めて受理した。

町委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき弁明書を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、申立人らに対しては、町委員会の弁明書に対する反論書の提出を求めるとともに、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第36条の規定により事情聴取を行った。

また、当委員会は、本件選挙の関係記録を調査し、期日前投票の記載場所とされた伊仙町役場4階にある議会委員会室及び選挙管理委員会室の金庫の構造等を検証したほか、町委員会委員長、同事務局書記長及び本件選挙の投票管理者その他関係者の証言を求めるなどして、慎重に審理を行った。

申立人らが主張する審査の申立ての理由について、次のように判断する。

#### 1 審査の申立ての理由(1)について

##### (1) 町委員会の弁明

町委員会から提出のあった弁明書を要約すれば、以下のとおりである。

ア 申立人らは、令和7年5月8日及び同月10日に行った代理投票で投票事務従事者が一人しか立ち会っていないと主張しているが、代理投票を担当する代理記載者及び介添係には、常に二人で立ち会うよう指示をしていた。

イ なお、一時的に係の者が抜ける場合には、町委員会事務局書記長が代わりに立ち会うことも伝えていた。投票管理者及び投票立会人のもとで投票を行うので、立会いが一人の状態では代理投票を行うことはない。

(2) 町委員会の弁明に対する申立人らの反論

申立人らから提出のあった反論書を要約すれば以下のとおりである。

ア 町委員会は、代理投票について、「二人で行うよう指示していた」、「一人で代理投票することはない」と弁明しているが、投票事務従事者に対する指示を形式的に述べているにすぎず、実際の代理投票において手続違反がなかったことを明らかにするものではない。

イ 期日前投票日において、投票事務従事者の立会いが1名のみという状況下で代理投票が行われていた状況については、令和7年5月8日及び同月10日に投票した選挙人が目撃している。

(3) 当委員会が認める事実

町委員会から提出された弁明書及び証拠物件並びに当委員会が法第212条により行った証人尋問による証言から、次の事実が認められる。

ア 法第48条で定める代理投票については、投票管理者は投票事務に従事する者のうちから投票を補助すべき者（以下、「代理投票補助者」という。）を二人定めることとされており、本件選挙の期日前投票においても、毎日、あらかじめ二人の代理投票補助者が定められており、どちらか一方が欠ける場合には、町委員会事務局書記長が代わりに対応する体制がとられていた。

イ また、町委員会が提出した証拠物件である期日前投票所の投票録には、複数の代理投票補助者の氏名が記載されており、当委員会が行った証人尋問において、令和7年5月8日及び同月10日に対応した代理投票補助者は、いずれも「必ず二人で対応していた」と証言しており、一人で対応したとされる事実は確認されなかった。

ウ 申立人らは、代理投票が一人の代理投票補助者の下で行われていたのを選挙人が目撃したと主張しているが、この選挙人の証言を裏付ける具体的な証拠は示されていない。

(4) 当委員会の判断

上記(3)のとおり、本件選挙の期日前投票の代理投票について、一人の代理投票補助者の下で行われていたとする具体的な証拠はなく、申立人らの主張を採用することはできない。

2 審査の申立ての理由(2)について

(1) 町委員会の弁明

町委員会から提出のあった弁明書を要約すれば、以下のとおりである。

ア 申立人らは、令和7年5月7日に投票事務従事者が選挙人に対し、名前などを大声で執拗に尋ねたと主張しているが、この投票事務従事者は、全ての選挙人に対して名前及び生年月日の確認を行っており、選挙人の意思表示が確認できない方や高齢者で聞き取りにくい方には少し大きな声になることもあった。

イ また、申立人らの主張にあるような「誰に投票するか」という発言ではなく、「代理投票しますか」と尋ねていた。

ウ なお、町委員会事務局書記長は、常に選挙管理委員会室において、問題が発生すれば対応を行っており、法第225条第1項第1号に違反するようなことはしていない。

エ このほか、記載台を覗き込んだとされる投票事務従事者は、出入口で投票者の誘導を行っており、法第226条第2項に違反するようなことはしていない。

(2) 町委員会の弁明に対する申立人らの反論

申立人らから提出のあった反論書を要約すれば以下のとおりである。

ア 町委員会は、「高齢者で聞き取りにくい方には少し声が大きくなった」、「誰に投票するかではなく、代理記載しますかと尋ねていた」と弁明しているが、実際に複数の選

挙人に対して、大声で執拗に尋ねていた状況を複数の選挙人が目撃している。

イ 町委員会は、選挙事務従事者説明会において疑われる行為を禁止する旨説明したと弁明しているが、このことは一般論を述べているにすぎない。

(3) 当委員会が認める事実

町委員会から提出された弁明書及び証拠物件並びに当委員会が法第212条により行った証人尋問による証言から、次の事実が認められる。

ア 本件選挙における期日前投票所においては、投票事務従事者として、投票管理者1名、投票立会人2名のほか、宣誓書係や用紙交付係など、計15名の投票事務従事者があらかじめ選定され、業務に従事している。

イ 投票事務従事者が選挙人に対し、代理記載するかどうか尋ねていたことや、町委員会事務局書記長が高齢者や耳の不自由な者への説明の際に大きな声で説明することがあったことは確認できたものの、申立人らが主張しているような、選挙人を威圧又は恫喝する行為や記載台を覗き込む等の選挙の自由を妨害する行為は確認されなかった。

ウ 申立人らが主張する投票事務従事者及び町委員会事務局書記長による選挙人への威圧や恫喝等については、選挙人の証言以外に具体的な証拠は示されていない。

(4) 当委員会の判断

上記(3)のとおり、本件選挙において、投票事務従事者及び町委員会事務局書記長が選挙人を威圧又は恫喝する等の選挙の自由を妨害する行為を行ったとする具体的な証拠はなく、申立人らの主張を採用することはできない。

3 審査の申立ての理由(3)について

(1) 町委員会の弁明

町委員会から提出のあった弁明書を要約すれば、以下のとおりである。

ア 申立人らは、投票事務従事者が、本人の同意なく、選挙人の手首に名刺付きの輪ゴムをはめたと主張しているが、名刺を持たれた方は、ほとんどが付添いの方と一緒に、4階の投票所に来られたときには、既に手の甲に名刺付きの輪ゴムが巻かれていた。

(2) 町委員会の弁明に対する申立人らの反論

申立人らから提出のあった反論書を要約すれば以下のとおりである。

ア 町委員会は、投票事務従事者の関与を否定しているが、名刺付き輪ゴムを手首にはめられたと陳述している選挙人は、町役場1階のエレベーターに乗るか乗らないかのタイミングで、投票事務従事者から同意なくはめ込まれている。

イ なお、この選挙人はエレベーター内で自らこの輪ゴムを外して、名刺をポケットに入れたため、4階の投票所に着いた時点では、名刺付き輪ゴムは手には巻かれていなかった。

(3) 当委員会が認める事実

町委員会から提出された弁明書及び証拠物件並びに当委員会が法第212条により行った証人尋問による証言から、次の事実が認められる。

ア 本件選挙においては、伊仙町役場の4階に期日前投票所が設けられており、投票事務従事者は、4階の当該投票所に加え、1階のエレベーター付近においても案内・介添係として3名配置されていた。

イ 当委員会が行った証人尋問において、令和7年5月10日に当該業務に従事した3名の事務従事者に聞き取りを行ったところ、申立人らが主張しているような、選挙人の手首に本人の同意なく名刺付きの輪ゴムをはめる行為を行った者は確認されなかった。

ウ 申立人らが主張する投票事務従事者による選挙人への投票干渉行為については、選挙人の証言以外に具体的な証拠は示されていない。

(4) 当委員会の判断

上記(3)のとおり、本件選挙において、投票事務従事者が、選挙人の手首に本人の同意なく名刺付きの輪ゴムをはめたとする具体的な証拠はなく、申立人らの主張を採用することはできない。

4 審査の申立ての理由(4)について

(1) 町委員会の弁明

町委員会から提出のあった弁明書を要約すれば、以下のとおりである。

ア 申立人らは、選挙事務従事者による投票偽造を疑っているが、投票箱、投票箱の鍵及び投票用紙については、投票管理者、投票立会人及び徳之島警察署員の立会いのもと金庫に保管しており、当該金庫の鍵は、第三者に預けることなく、町委員会事務局書記長が管理している。

(2) 町委員会の弁明に対する申立人らの反論

申立人らから提出のあった反論書を要約すれば以下のとおりである。

ア 投票箱の鍵については、投票箱が不正に開封されることを防止するため、通常、投票管理者及び投票立会人でそれぞれの鍵を別々に保管することが一般的であるが、町委員会は、上鍵も横鍵も金庫に保管していた旨を弁明している。

イ また、金庫に入れる際、投票管理者と投票立会人のみならず、徳之島警察署員も立ち会ったと弁明するが、投票管理者、投票立会人はともかく、徳之島警察署員も立ち会ったということは、到底考えられない。

(3) 当委員会が認める事実

町委員会から提出された弁明書、当委員会が法第212条により行った証人尋問による証言並びに期日前投票所及び金庫の設置状況等の現場検証結果から、次の事実が認められる。

ア 期日前投票所

期日前投票所は、伊仙町役場4階の議会委員会室に設けられており、廊下側の2か所の出入口はいずれも鍵が設けられていた。

また、室内に設置されている窓ガラスも内側から施錠できる構造となっており、問題なく施錠できる状態であった。

なお、室内の議事堂側の壁面には、議事堂に通じる鍵の付けられていない通用口があり、ここは施錠することはできないものの、議事堂の出入口を施錠すれば、この通用口から議会委員会室に入室することはできない状態となる。

イ 投票箱

投票箱には、上部の投入口に設けられた1か所の上鍵と、投票箱を開封するために設けられた2か所の横鍵が存在する。

このうち、2か所の横鍵の鍵穴は、期日前投票初日の投票開始前に、十文字に封印し、投票管理者及び投票立会人の割印をそれぞれ押印し、開票時に開封されるまでこの状態である。

なお、毎日の期日前投票の終了後は、上鍵を締め、鍵穴を横鍵同様封印した上で、金庫の中に保管している。

翌日、投票管理者及び投票立会人が投票箱に異常がないことを確認し、上鍵の鍵穴の封を解いた後、解錠している。

ウ 投票箱の上鍵及び横鍵

上鍵は毎日の期日前投票終了後に、封筒に入れて封印後、投票管理者及び投票立会人が割印を押印した上で、投票箱と同じ金庫に保管されている。翌日、金庫から取り出され、期日前投票所において、投票管理者及び二人の投票立会人により、当該封筒に異常がないことを確認の上、開封される。

二つの横鍵は、期日前投票初日の投票開始前に封筒に入れて封印後、投票管理者及び投票立会人が割印を押印した上で、投票箱と同じ金庫に入れられ、開票を行うまで、金庫の中で保管され続ける。

エ 投票箱等の保管方法

毎日の期日前投票終了後、投票管理者、投票立会人及び町委員会事務局書記長の立会いのもと、期日前投票所となっている伊仙町役場4階の議会委員会室から、同じフロアの選挙管理委員会室の中に設置されている金庫に移動し、投票箱、その鍵及び未使用の投票用紙を保管している。

オ 金庫の鍵の保管方法

町委員会事務局書記長は、金庫を施錠した後、当該金庫の鍵を選挙管理委員会室にある自席机の鍵付き引出しに保管し、施錠している。

なお、その引出しの鍵は、自らが常時所持している。

カ 未使用の投票用紙の保管方法

本件選挙の投票用紙については、印刷業者から納品された後、町委員会事務局職員による点検を行い、盗難や紛失等がないよう十分に留意した上で、選挙管理委員会室の金庫に保管している。

選挙期間中については、毎日の期日前投票の終了後に、投票用紙の残枚数の確認を行った上で同様に同金庫に保管している。

なお、本件選挙で町委員会は投票用紙（点字用の投票用紙を除く。）を5,500枚作成しており、期日前投票、不在者投票（期日内未到着分を含む）及び投票日当日に使用された枚数が4,543枚であったことから、残枚数は957枚となるはずであり、令和7年12月22日に当委員会職員が保管状況を現場検証したところ、投票用紙の残枚数は957枚であり、差し引きが一致していることを確認している。

(4) 当委員会の判断

ア 上記(3)のとおり、期日前投票所となった議会委員会室の状況や投票箱の構造、投票箱の施錠の方法や金庫の鍵及び未使用の投票用紙の保管状況等を確認し、このうち、投票箱については、期日前投票の終了後に選挙管理委員会室の金庫で保管され、その金庫の鍵は町委員会事務局書記長が管理していた。これは、公職選挙法施行令（以下「令」という。）第49条の7により読み替えて適用される令第44条の規定に基づくものであり、選挙の規定に違反するものではない。

イ また、投票箱を閉鎖し、翌日に開く際の取り扱いについても、法第48条の2第5項により読み替えて適用される法第53条の規定に基づき、適切に行われていたと認められるほか、投票箱の鍵についても、令第49条の7により読み替えて適用される令第43条の規定に基づき、投票管理者及び投票立会人による封印がなされており、選挙の規定に違反するものではない。

ウ このほか、未使用の投票用紙についても、現場検証の結果、書き換えの痕跡を疑わせるようなものは見当たらなかったほか、作成枚数から使用された枚数を差し引いた数が、実際に保管されていた投票用紙の枚数と一致していた。

エ 申立人らが主張するような投票用紙の記載内容の書き換えやすり替えを疑わせるような事実は確認されておらず、また、申立人らからもこのことについて具体的な証拠は示されていない。

以上を踏まえると、投票箱、その鍵及び未使用の投票用紙を選挙管理委員会室の金庫に保管し、当該金庫の鍵を町委員会の職員が管理していたことをもって、投票用紙の書き換えやすり替えが行われたという申立人らの主張を採用することはできない。

5 審査の申立ての理由(5)について

(1) 町委員会の弁明

町委員会から提出のあった弁明書を要約すれば、以下のとおりである。

ア 事前の選挙事務説明会で、投票事務従事者には、携帯電話の使用や外部との接触などが疑われる行為の禁止について説明している。

イ 投票事務従事者は、選挙違反など行っていない。

(2) 町委員会の弁明に対する申立人らの反論

申立人らから提出のあった反論書を要約すれば以下のとおりである。

ア 町委員会は、選挙事務説明会において、職員に携帯電話の使用などの疑われる行為を禁止する旨の説明をしたと弁明しているが、これは一般論を述べているにすぎない。

イ 投票事務従事者が特定の選挙人等に対し、投票状況に関する情報を提供していた状況については、選挙人が実際に目撃している。

(3) 当委員会が認める事実

町委員会から提出された弁明書、当委員会が法第212条により行った証人尋問による証言並びに期日前投票所及び金庫の設置状況等の現場検証結果から、次の事実が認められる。

ア 令和7年5月11日に第6投票所で庶務係として従事していた投票事務従者に聞き取りを行ったところ、投票に来ていない人がいる旨の発言はしたが、個人が特定される発言

はしていない。

イ 申立人らが主張しているような投票の自由公正を阻害するような行為は確認されなかった。

(4) 当委員会の判断

上記(3)のとおり、本件選挙において、投票事務従事者が投票の自由公正を阻害するような行為を行ったとする事実は確認されず、申立人らの主張を採用することはできない。

6 審査の申立ての理由(6)について

(1) 町委員会の弁明

町委員会から提出のあった弁明書を要約すれば、以下のとおりである。

ア 投票箱については、鍵穴を十文字に封印し、投票管理者及び投票立会人の割印を押印している。

イ 投票箱の鍵のうち、横鍵については、期日前投票の開始時に施錠し、封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人の署名捺印を行うとともに、裏面には3箇所割印を押印した上で開票日まで金庫で保管している。

ウ 上鍵については、毎日の投票終了後に、封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人の割印を押印した上で、金庫で保管し、翌日に投票管理者及び投票立会人による確認後、開封し投票を開始している。

エ 以上のような管理を行っており、投票用紙の書き換えなど行うことはできない。

(2) 町委員会の弁明に対する申立人らの反論

申立人らから提出のあった反論書を要約すれば以下のとおりである。

ア 本件選挙においては、投票箱が不正に開封され、投票内容の書き換えがなされる危険性が高い状況下にあった。

イ 町委員会が投票の書き換えは行っていないというのであれば、期日前投票における投票の再点検、開披再調査及び防犯カメラの映像の確認に応じるべきである。

(3) 当委員会が認める事実

町委員会から提出された弁明書、当委員会が法第212条により行った証人尋問による証言並びに期日前投票所及び金庫の設置状況等の現場検証結果から、次の事実が認められる。

ア 期日前投票の終了後、投票箱及び投票箱の上鍵は、前述のとおり投票管理者及び投票立会人の立会いの下、金庫に保管されたことが確認されている。そして、その金庫の鍵は、町委員会事務局書記長が保管している。

イ 当委員会が実施した投票管理者、投票立会人及び町委員会事務局書記長への証人尋問から、令和7年5月7日の期日前投票の終了後に金庫に保管された投票箱及び投票箱の上鍵は、同月8日の期日前投票の開始前に行った投票管理者及び投票立会人による確認作業において、何ら異常がなかったことが確認されている。

ウ また、当委員会が現場検証において確認を行った、投票箱や金庫の施錠及び鍵の保管の状況などは、いずれも適切であり、再点検した未使用の投票用紙からも不正を疑うべき異常や不審な点は全く見られず、申立人らが主張する投票用紙の書き換えを疑わせるような事実は確認されなかった。

(4) 当委員会の判断

ア 申立人らは、「2 審査の申立ての理由」に記載しているとおり、本件選挙に公職選挙法違反があり、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるため、本件選挙の効力を無効とすること並びに投票の再点検及び防犯カメラの映像の確認を求めている。

イ まず、本件選挙を無効とする裁決を求める主張についてであるが、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

ウ 同項の「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）と判示されている。

エ また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」については、「その違反がなかつ

たならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生じる可能性が生ずる場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

オ 当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるような事実の有無について、町委員会から提出された証拠物件（申立人らから町委員会に提出された証拠物件を含む。）、町委員会及び審査申立人らへの聴取並びに当委員会の現場検証により確認したが、そのような事実は一切見当たらず、申立人らの主張は単なる憶測に過ぎないものと言わざるを得ない。

カ 申立人らは投票の再点検を求めているが、選挙管理委員会が申立人らからの投票の再点検の申出を採用するかどうかは、その自由裁量に委ねられるものと解すべきである（昭和48年2月27日名古屋高等裁判所判決）のであって、町委員会が投票の再点検を行わなかったことは選挙の規定に違反するものではない。

キ また、申立人らは、当委員会が行った事情聴取において、町委員会の選挙事務従事者が期日前投票において投票済の投票用紙を200票程度書き換えたもしくはすり替えたとする証拠はないと回答しており、それらを見聞き、証言する者もおらず、憶測であることを認めている。

ク さらに、前述のとおり、投票用紙の残枚数についても、その差し引きが一致していることを当委員会が現場検証において確認しており、何ら不審な点は認められない。

ケ 役場庁舎内に設置している防犯カメラの映像の公開も求めているが、申立人らの主張は前述のとおり憶測に基づくものであり、町委員会が防犯カメラの映像を公開しなかったことについても、選挙の規定に違反するものではない。

コ これらのことを踏まえると、申立人らの主張は、投票の再点検及び防犯カメラの映像の公開を実施しなかった町委員会への不満に基づく憶測と単なる主観に基づくものであって、容認することはできない。

よって、本件選挙につき、改めて投票の再点検及び防犯カメラの映像の公開を行う必要性は到底認められないことから、申立人らの主張には理由がない。

## 7 結論

以上によれば、本件選挙について、選挙の規定に違反する事実はなく、選挙の結果に異動を及ぼすおそれもないことは明らかであり、また、改めて投票の再点検、防犯カメラの映像確認を行う必要性も認められない。

なお、申立人らは上記に掲げる事項以外に、様々な主張をしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

したがって、申立人らの主張はいずれも理由がないことから、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年3月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

教

示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所宮崎支部に訴訟を提起することができる。